

ガス導管事業者の 2023 年度託送収支の事後評価 とりまとめ案

2025 年 5 月 29 日

電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合

1. 背景

2017 年度から施行されたガスシステム改革関連の制度改正により、ガス小売事業についてはライセンス制が導入されるとともに全面自由化され、ガス導管事業については中立的なネットワーク部門として引き続き地域独占とすることとされた。これを踏まえ、各一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）は新たな託送供給約款を策定して 2017 年 4 月から実施、その後、事業年度毎に託送収支計算書が公表されている。

2024 年 9 月 4 日、9 月 27 日、10 月 15 日、11 月 7 日及び 2025 年 2 月 7 日付けで、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の 2023 年度収支状況の確認について電力・ガス取引監視等委員会宛てに意見の求めがあった。

これを踏まえ、電力・ガス取引等監視委員会料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施するとともに、追加的な分析・評価として、変更命令の発動基準に該当した事業者の料金改定届出の内容等について詳細分析を行った。

2. ガス導管事業者の 2023 年度託送収支の法令に基づく事後評価結果

2023 年度に事業を実施した全国のガス導管事業者（219 社）のうち、託送供給約款を定めている等のガス導管事業者（145 社）について、2023 年度収支状況を評価し、以下のとおり対応することとした。

① スtock管理

2023 年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した事業者は、3 社（㈱エナジー宇宙（北本エリア）、小千谷市、㈱エネクル（沖山地区））であった。これらのうち、2023 年に値下げを実施し原価算定期間中である㈱エネクル（沖山地区）及び 2025 年 4 月 1 日付けで北陸瓦斯㈱に事業譲渡を予定している小千谷市を除き、期日¹までに託送料金約款の料金改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行う。

¹ 2025 年 4 月 1 日：㈱エナジー宇宙（北本エリア）

② フロー管理

2023 年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス 5 % を超過した事業者は 8 社（ENEOS エルエヌジーサービス㈱、栃木ガス㈱、鷺宮ガス㈱、小千谷市、福山瓦斯㈱、大牟田瓦斯㈱、三愛オブリ㈱、長南町）であった。これらのうち、2024 年に値下げを実施し原価算定期間中である ENEOS エルエヌジーサービス㈱及び 2025 年 4 月 1 日付けで北陸瓦斯㈱に事業譲渡を予定している小千谷市を除き、期日²までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行う。

3. 変更命令の発動基準に該当した事業者の追加分析

（１）託送約款料金変更の届出状況

上記 2. ①及び②の事業者のうち、1 月から 12 月の会計年度を採用している 1 社（福山瓦斯㈱）については 2024 年 12 月に、また、4 月から 3 月の会計年度を採用している 6 社（㈱エナジー宇宙（北本エリア）、栃木ガス㈱、鷺宮ガス㈱、大牟田瓦斯㈱、三愛オブリ㈱、長南町）については、2025 年 2 月から 3 月にかけて、それぞれ託送供給約款の変更届出が所管の経済産業局長に対してなされた。これらの届出は変更の期日までに届け出られたこと、また、託送供給約款料金は、いずれもガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に従って算定されていることを確認した。

（２）法定の事後評価において、基準を超過した事業者の料金値下げ届出内容の確認

上記 3. （１）のとおり、所管の経済産業局長に対して料金改定届出を行った 6 社³の託送供給約款に係る新料金の妥当性の確認を行った。

（ア）ストック管理の基準を超過した事業者

ストック管理の基準を超過し料金改定を行った 1 社（㈱エナジー宇宙（北本エリア））においては、以下の内容について確認した。

① 新料金の原価算定方式

新料金における原価算定について、一般導管事業者である㈱エナジー宇宙（北本エリア）は、料金算定規則第 17 条に基づき、届出上限値方式ではなく総括原価方式により新料金を設定していることを確認した。

² 2025 年 1 月 1 日：福山瓦斯㈱

2025 年 4 月 1 日：栃木ガス㈱、鷺宮ガス㈱、大牟田瓦斯㈱、三愛オブリ㈱、長南町

³ フロー管理超過との評価であった長南町については、監査により「乖離率計算書」中の実績費用及び実績需要量に誤りがあることが指摘され、修正がなされた。修正後の託送収支計算書を評価したところ、乖離率はマイナス 3.94% となり、フロー管理基準の超過は認められなかったことから、料金値下げ届出内容確認の対象外とする。

② 還元額・内部留保相当額の反映状況

超過利潤額の発生要因分析、過去実績や託送供給依頼者へのヒアリング等に基づく需要予測、変更前料金下での収益見込みと総括原価との比較による値下げ原資の算定等により、新料金から適切に控除していることを確認した。

③ 新料金の想定需要量、想定費用

新料金の想定需要量及び想定費用について、過去実績や 2024 年度実績見込みを踏まえ、新料金の想定需要量を見積もっていることを確認した。

(イ) フロー管理の基準を超過した事業者

フロー管理の基準を超過し、料金改定を行った 5 社（栃木ガス㈱、鷺宮ガス㈱、福山瓦斯㈱、大牟田瓦斯㈱、三愛オブリ㈱）においては、以下の内容について確認した。

① 新料金の原価算定方式

新料金の原価算定について、5 社のうち一般導管事業者である栃木ガス㈱、鷺宮ガス㈱、福山瓦斯㈱、大牟田瓦斯㈱については、いずれも料金算定規則第 17 条第 1 項に基づき、届出上限値方式ではなく総括原価方式により新料金を設定していることを確認した。

② 新料金の想定需要量

新料金の想定需要量について、5 社とも過去実績や 2024 年度実績見込み、今後の需要予測を踏まえ、新料金の想定需要量を見積もっていることを確認した。

③ 新料金の想定費用

新料金の想定費用について、5 社とも過去実績や 2024 年度実績見込みを踏まえ、新料金の想定需要量を見積もっていることを確認した。

以上から、2025 年 1 月 1 日又は同年 4 月 1 日が届出期日とされていた 6 社（福山瓦斯㈱、㈱エナジー宇宙（北本エリア）、栃木ガス㈱、鷺宮ガス㈱、大牟田瓦斯㈱、三愛オブリ㈱）の新料金はおおむね妥当であると考えられる。

電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合
開催実績

(2023 年度ガス託送収支の事後評価に係るもの)

- 第 63 回料金制度専門会合 (2024 年 11 月 27 日)
 - 2024 年 9 月までに託送収支計算書を公表したガス導管事業者の事後評価 (ストック管理・フロー管理)
- 第 64 回料金制度専門会合 (2025 年 2 月 20 日)
 - 2024 年 10 月以降に託送収支計算書を公表したガス導管事業者の事後評価 (ストック管理・フロー管理)
- 第 66 回料金制度専門会合 (2025 年 5 月 29 日)
 - 変更命令の発動基準に該当した事業者の追加的な分析・評価
 - 2023 年度託送収支の事後評価のとりまとめ

(参考2)

電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合
委員等名簿

(座長) (専門委員)

山内 弘隆 武蔵野大学経営学部 特任教授

(敬称略)

(委員)

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

村松 久美子 PwC Japan 有限責任監査法人 ディレクター

(敬称略・五十音順)

(専門委員)

安念 潤司 中央大学大学院 法務研究科 教授

大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授

大屋敷 知子 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士

川合 弘造 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

パートナー弁護士

河野 康子 一般財団法人日本消費者協会 理事

新家 法昌 みずほ証券株式会社 エクイティ調査部

シニアアナリスト

関口 依里 EY 新日本有限責任監査法人 パートナー 公認会計士

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ボストンコンサルティンググループ

マネージング・ディレクター&シニア・パートナー

平瀬 祐子 東洋大学理工学部 准教授

(敬称略・五十音順)

(オブザーバー)

皆藤 寛 日本商工会議所 産業政策第二部 課長

岸 敬也 電力広域的運営推進機関 理事

原 郁子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・

相談員協会 理事

浪越 祐介 消費者庁参事官(公益通報・協働担当)

福田 光紀 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室長

(敬称略)